

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により行った財政援助団体等監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 6 月 5 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

#### 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果の報告を次のとおり提出します。

#### 第 1 監査の対象

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査の対象は、平成 28 年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）とし、平成 28 年度の補助等の額が 100 万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の 1 団体を対象とした。

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会 会長 谷藤 裕明  
（第 71 回国民体育大会等盛岡市開催事業補助金 平成 28 年度分）

#### 第 2 監査の実施期間 平成 29 年 4 月 11 日

#### 第 3 監査の範囲

財政援助団体に係る関係部課等の業務及び財政援助団体の次に掲げる業務とした。

##### 1 財政援助団体

補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

#### 第 4 監査の方法

- 1 平成 29 年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、

一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。

- 2 当該財政援助団体は既に解散しているため、地方自治法第 199条第 8 項の規定に基づき、関係人として旧当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。
- 3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。
  - ア 交付決定手続に関すること。
  - イ 事務事業の執行に関すること。
  - ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。

#### 第 4 監査の結果

財政援助団体に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用されており、公共の福祉の充実に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかった。

## 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会

### 1 財政援助団体の所在地，名称及び代表者名

盛岡市内丸12番2号

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会

会長 谷藤 裕明

### 2 財政援助の目的

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会盛岡市実行委員会は，第71回国民体育大会において，盛岡市で開催される競技会の円滑な運営を期するために必要な事業を行うことを目的とする団体であり，開催に関する経費を補助するものである。

### 3 補助金額等

第71回国民体育大会等盛岡市開催事業補助金

補助金額	申請年月日	交付決定年月日	交付年月日
1,308,742,105 円	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月22日 54,626,000 円
			平成28年5月20日 453,511,000 円
			平成28年8月17日 217,279,000 円
			平成28年9月12日 816,441,000 円
			平成29年3月23日
			(戻入) 233,114,895 円

### 4 監査の結果

当該補助金について，補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。